

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士市長 小長井 義正

市町村名 (市町村コード)	富士市 (22210)
地域名 (地域内農業集落名)	間門地区 (間門地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域一帯では茶畑と果樹が生産されていたが、中山間地で生産性が高くないことや、耕作者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

一帯を基盤整備事業によって、整備を行い、優良な茶畑とすることで、農地の集積を行い、一人の農業を担う者への農地の集約化を進める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備事業の範囲が農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に配分(集約化)を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を令和9年度までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
一帯を一つの団地として農地利用し、一人の担い手に集約化するため、多様な経営体の確保・育成の予定はない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大半の農地を一人の担い手に集積・集約化するので、作業委託をする予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ⑦大半の農地を一人の担い手に集積・集約化するので、荒廃化させないよう速やかに担い手に連絡できるようにしておく。